

徳島県告示第五百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和六年十二月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年十二月六日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

2 6 8		整理 番号	
野呂内三縄 停車場		路線名	
同 八番一地先まで		区 間	
新		旧 の別	
一〇・〇〇三五・七		敷 地 の 幅 員 (メートル)	
一一三・六		(メートル) 延 長	